

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年6月16日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 ▼
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	阿南市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 独自利用事務の対象者	特別支援学級等に在籍する児童及び生徒の保護者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年12月25日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有 ▼
9. 評価書番号	3
10. 保護評価書の名称	特別支援教育就学奨励費に関する事務
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E9%98%BF%E5%8D%97%E5%B8%82%E6%95%99%E8%82%B2%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A&ev_name=&ev_type=2&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=4&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=4&opn_date_to_day=30&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
12. 委任関係	<input type="radio"/> ▼

執行機関名 阿南市長

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)別表第1(第4条関係)5の項 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第1条	阿南市特別支援教育就学奨励費支給規則(令和3年阿南市教育委員会規則第3号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が(特別支援学校に就学する児童又は生徒)について行う必要な援助を規定し、もって(特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。)	第1条 この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨に基づき、(阿南市立の小学校及び中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者)に対し、特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)を支給し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、もって(特別支援教育の振興に資することを目的とする。)
⑦独自利用事務の関連規範		阿南市特別支援教育就学奨励費支給規則(令和3年阿南市教育委員会規則第3号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号	阿南市特別支援教育就学奨励費支給規則第7条第1項
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	特別支援教育就学奨励費の支給の可否及び支給区分の決定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号イ	阿南市特別支援教育就学奨励費支給規則別表(第5条関係)備考1
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号ロ	阿南市特別支援教育就学奨励費支給規則第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号ハ	阿南市特別支援教育就学奨励費支給規則第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	本件事務は、教育委員会部局にて行う事務であるが、システム環境の都合上、首長部局の端末を使用して情報連携を行うため、執行機関を市長として届け出るもの。なお、端末以外の面では、情報連携及び番号利用事務は、教育委員会部局の機関および職員において行うものであり、番号条例との齟齬は生じないもの。(保護評価についても教育委員会で評価実施済みです)
----	--